

工場・事業場の皆さんへ

下水道を使用する場合の 水質規制について



福岡市道路下水道局

目 次

1 よく使われる言葉	1ページ
2 下水道に排水を流す場合のルールについて	2ページ
3 特定施設の届出制度について	4ページ
4 特定施設一覧表	8ページ
5 下水排除基準一覧表	18ページ
6 除害施設の設置について	22ページ
7 除害施設の維持管理について	22ページ
8 水質の測定義務と報告について	23ページ
9 公共下水道使用開始届出について	24ページ
10 立入検査について	24ページ
11 水質事故時の対応について	25ページ

下水道を利用する皆さんへ

下水道にはどんなものでも流せるわけではありません。排水に含まれる物質によっては、水処理センターの機能を低下させたり、下水管を閉塞させたりします。

下水の処理には微生物の働きを利用しているため、重金属類や農薬その他の化学物質等(健康に有害な物質)については、処理が難しく、下水道に流された場合は、そのまま川や海に流れ、水質汚染の原因となります。

また、微生物が分解できる物質(有機物など)でも、大きな負荷がかかると下水道施設の本来の機能を損なうことになります。

このようなことから、「下水道法」や「福岡市下水道条例」では下水道に排水を流す場合の水質の基準(下水排除基準)が定められています。

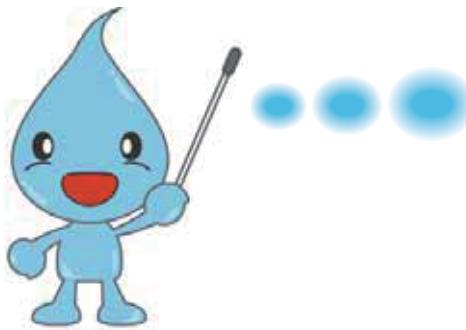
かけがえのない環境を守るために、この法律の目的を理解していただき、適切な下水道の利用をお願いします。

このパンフレットは、下水排除基準の内容や下水道法に基づく特定施設の届出制度などについて説明しています。

内容に関するご質問やご相談については、道路下水道局下水道施設部水質管理課(TEL:711-4512)までお問い合わせください。

1 よく使われる言葉

特定施設ってなに？



カドミウムや水銀、シアン、油分など健康や環境に影響のある物質を含んだ汚水や廃液を出すおそれのある施設のことです。下水道法における特定施設は、水質汚濁防止法で規定された特定施設(P8～P14)とダイオキシン類対策特別措置法で規定された特定施設(P17)があり、届出が必要です(P4～P7)。

特定事業場ってなに？



特定施設がある工場や事業場を特定事業場といいます(P8～P17)。特定事業場は、その他の事業場と比べ規制が厳しくなっています。

除害施設ってなに？



汚水や廃液を下水道に流せるように処理する施設を除害施設といいます。たとえば中和処理施設、凝集沈殿施設、生物処理施設などをいいます(P22)。

排除基準ってなに？



下水道に流せる水質基準のことです。下水の処理機能に影響を与えたり、管渠内で揮散して作業環境を悪化させたり、下水管を詰まらせたり、有害ガスが発生する原因となる物質等に水質基準が定められています(P18)。

2 下水道に排水を流す場合のルールについて

下水道を利用するためには、排水設備の設置や下水道料金の支払い等のほかにもいくつか守らなくてはならないルールや必要な届出などがあります。



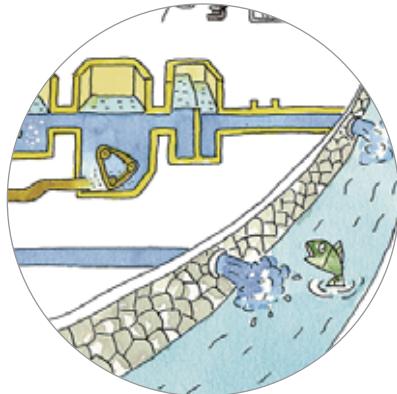
⇒⇒⇒下水道を利用する前にチェック！

① 事業場の施設や設備によっては、届出が必要なものがあります！

特定施設に該当する施設を設置する場合、下水道法に基づく届出が必要です。

詳しくは、[特定施設一覧表](#)のページをご覧ください。⇒8～17ページ

② 下水道にはどんなものでも流せるわけではありません！



下水道を利用する場合、下水道へ流そうとする排水の水質が「[下水排除基準](#)」を満たしていかなければなりません。

この「[下水排除基準](#)」には水処理センターで処理できない健康に有害な物質や下水道の処理に影響する物質等が指定されており、その基準値は、事業場全体の排水量や特定事業場に該当するかなどによって異なっています。

詳しくは、[下水排除基準一覧表](#)のページをご覧ください。⇒18～21ページ

③ 基準を超える場合には何らかの措置が必要です！

下水道を利用するすべての事業場は、「[下水排除基準](#)」の範囲を超えるおそれがある場合、基準を守るために何らかの措置をとらなければなりません。

排除基準を守るために、まず次のことについて検討してみてください。

- ① 製造方法、工程等を工夫する。
- ② 薬品、使用原材料の使用方法を工夫する。また、これらの使用量を削減する。
- ③ 廃液を回収して処理業者に処理を委託する。

これらのことによっても排除基準が守れない場合は、[除害施設](#)等を設置する必要があります。

除害施設については、[除害施設の設置について](#)のページをご覧ください。⇒22ページ

④ 下水道の使用開始時には届出を！

1日当たりの最大排水量が50m³を超える場合や法令で定められた物質を規定濃度以上に含む下水を流す場合は、「公共下水道使用開始届」を提出してください。⇒24ページ

この届出は水処理センターの維持管理のため、流入する排水量や水質を把握することを目的としています。

⇒⇒⇒下水道を利用していく上で注意することや必要なことは？

① 除害施設の維持管理は万全ですか？

せっかく設置した施設も、メンテナンスが悪いと基準を守れません。日常の維持管理が大切です。⇒22ページ

② 排水水質の把握が必要です！

特定施設を設置している事業場には、水質測定の義務があります。⇒23ページ

③ 水質の測定結果などの報告が必要です！

下水道の維持管理のため、水質測定の結果や除害施設の維持管理状況を定期的に報告していただく場合があります。⇒23ページ

④ 立入検査が行われています！

必要に応じて、事業場への立入検査を行い、特定施設の使用状況や除害施設の維持管理状況の確認、排水の水質測定などを行っています。⇒24ページ



3 特定施設の届出制度について

「特定施設」として指定されている施設を設置する場合、あらかじめ届出が必要です。なお届出書及び添付書類は個人情報等公開できない情報を除き、「福岡市情報公開条例」の規程により公開の対象となります。

「特定施設」には水質汚濁防止法で規定された特定施設(8ページから14ページ)とダイオキシン類対策特別措置法で規定された特定施設(17ページ)があり、それぞれ、規制を受ける水質の項目等が違います。特定施設の一覧表で該当する施設がないかどうか確認してください。

⇒⇒⇒主な届出の手順について

☆まず、設置場所が下水道処理区域かどうかご確認ください。

処理区域は道路下水道局管理部下水道管理課(TEL:711-4534)で確認できます。

①下水道処理区域内で新たに事業場等を設置する場合

特定施設がある
(P8~17の特定施設一覧表で確認)

はい

特定施設の設置届を設置工事着手の60日前までに提出してください。

下水排除基準
(P18で確認)を超える可能性がある。

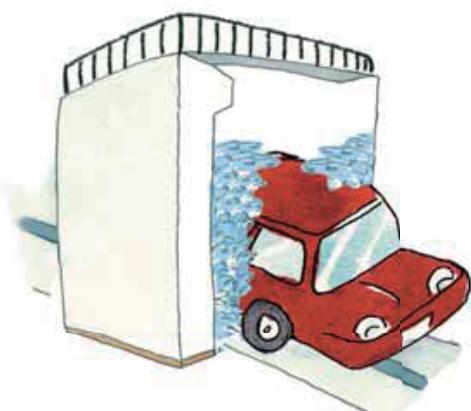
はい

除害施設が必要な場合があります。除害施設を設置する場合は除害施設の設置届を提出してください。

届出の必要はありません。
ただし、公共下水道使用開始(変更)届が必要な場合があります。

*届出のご相談の際には、下記資料があれば持参してください。

- (1)作業工程の内容
- (2)使用原材料
- (3)事業場(工事)全体の排水量(使用水量)
- (4)各階平面図(全体図だけでも可)
- (5)必要な場合には総床面積などの特定施設の要件
- (6)工事着手予定日、完成予定日



②新たに下水道処理区域になり、既設の事業場等を下水道に接続する場合

特定施設がある
(P8~17の特定施設一覧表で確認)

はい

下水道に接続後30日以内に特定施設の使用届を提出してください。

下水排除基準
(P18で確認)を超える可能性がある。

はい

除害施設が必要な場合があります。除害施設を設置する場合は除害施設の設置届を提出してください。

届出の必要はありません。ただし、公共下水道使用開始(変更)届が必要な場合があります。

* 届出のご相談の際には、①と同様の資料があればお持ちください。

③すでに操業中の特定事業場の施設を変更する場合

次の①から③のうち何を変更しますか？

①特定施設を新設しますか？

はい

特定施設の設置届を設置工事着手の60日前までに提出してください。その際、変更になる項目(排水系統、排水量など)も修正して記入してください。また、廃止が伴う場合は廃止後30日以内に使用廃止届を提出してください。

②特定施設を廃止しますか？

はい

廃止後30日以内に使用廃止届を提出してください。

③排水経路や使用原材料、使用方法等の変更ですか？

はい

特定施設の構造等変更届に変更になる項目(排水系統、排水量など)について記入し、工事着手の60日前までに提出してください。

④実施制限期間短縮申請について

特定施設の設置と構造変更については、実施の制限等の適用を受けるため届出が受理されから60日間経過した後でなければ着手できません。工事着手を急ぐ場合は実施制限期間の短縮を申請することができます。

⇒⇒⇒届出の種類と概要

事項	届出内容	届出の種類	届出の時期	根拠規定
特定施設を設置しようとする場合	(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2)工場又は事業場の名称及び所在地 (3)特定施設の種類 (4)特定施設の構造 (5)特定施設の使用の方法 (6)特定施設から排出される汚水処理の方法 (7)公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項	特定施設設置届出書	設置の60日前まで	法第12条の3 第1項
新たに特定施設に指定された場合			特定施設となつた日から30日以内	法第12条の3 第2項
新たに下水処理区域になった場合		特定施設使用届出書	下水道の使用開始から30日以内	法第12条の3 第3項
構造等届出内容の(4)～(7)を変更しようとする場合	(4)特定施設の構造 (5)特定施設の使用の方法 (6)特定施設から排出される汚水処理の方法 (7)公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項	特定施設構造等変更届出書	変更の60日前まで	法第12条の4
氏名等届出内容の(1)(2)を変更した場合	(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2)工場又は事業場の名称及び所在地	氏名変更等届出書	変更のあつた日から30日以内	法第12条の7
施設の使用を廃止した場合	(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2)工場又は事業場の名称及び所在地 (3)特定施設の種類	特定施設使用廃止届出書	廃止した日から30日以内	法第12条の7
施設を譲り受け又は借り受け、相続、合併により承継した場合	(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2)工場又は事業場の名称及び所在地 (3)特定施設の種類 (8)被承継者の氏名、名称、住所	承継届出書	承継した日から30日以内	法第12条の8 第3項
早期着工をしたい場合		実施制限短縮申請書		法第12条の6 第2項

★特定施設の設置等届出及び構造等の変更届出⇒上記表のとおり(施行規則第8条～第11条、第14条)

※規定の届出をしない、虚偽の届出⇒罰則規定:下水道法第47条の2

★氏名の変更等・廃止及び承継の届出⇒上記表のとおり(施行規則第12条～第14条)

※規定の届出をしない、虚偽の届出⇒罰則規定:下水道法第51条

★計画変更命令⇒下水道法第12条の5

※命令に違反⇒罰則規定:下水道法第45条

★実施の制限⇒下水道法第12条の6

※規定に違反⇒罰則規定:下水道法第49条

⇒⇒⇒届出の様式や記入の方法は？

各届出の様式(届出書)は法令で定められています。

すべての届出は2部提出してください。受付後1部を控えとしてお返しします。

届出書のほか、記載方法や必要な添付書類の例を示した「下水道法による特定施設届出のしおり」も配布しています。

「届出書」や「しおり」が必要な場合は、[道路下水道局水質管理課\(TEL:711-4512\)](tel:711-4512)にお尋ねください。「届出書」の様式は、「福岡市の道路・河川・下水道」のホームページでダウンロードすることもできます。

(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/suishitsu/hp/specific.html>)



特定施設届出書
の様式

設置、構造等変更届出の届出の流れ

工場・事業場

特定施設の設置、特定施設の構造や使用方法の変更あるいは処理施設や排水経路の変更等の計画がある場合

届出書の作成

※届出が受理されてから60日間は、届出事項の工事に着手することはできません。
※内容審査の上、この期間を短縮することができます。**実施制限短縮申請書**を提出してください。

工事の着手

工事完了

届出提出

道路下水道局

受付(受理)

届出書の形式審査

(記入漏れや必要書類の確認)

受理書の作成

届出の内容審査(受理後60日間)

※届出の内容が排除基準に適合しないと判断される場合は、「**計画の変更**」または「**廃止**」を命じる場合があります。(下水道法第12条の5)

※「**実施制限短縮申請**」が提出された場合、届出の内容が適当と認められる場合は実施制限期間短縮の「**承認書**」を発行します。

必要に応じて立入検査を行います。

受理書発行

実施制限短縮(申請)

実施制限短縮(承認)

検査

4 特定施設一覧表

「特定施設」には水質汚濁防止法で規定された特定施設とダイオキシン類対策特別措置法で規定された特定施設があります。

I 水質汚濁防止法に基づく特定施設(水質汚濁防止法施行令別表第1による)

1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)選鉱施設 (ロ)選炭施設 (ハ)坑水中和沈殿施設 (ニ)掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)豚房施設(豚房総面積50m ² 未満の事業場に係るものを除く。) (ロ)牛房施設(牛房総面積200m ² 未満の事業場に係るものを除く。) (ハ)馬房施設(馬房総面積500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。) (ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)水産動物原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)脱水施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)湯煮施設
5	みそ、醤油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)湯煮施設 (ニ)濃縮施設 (ホ)精製施設 (ヘ)ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む。) (ハ)ろ過施設 (ニ)分離施設 (ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。) (ハ)搾汁施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設 (ヘ)蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)真空濃縮施設 (ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料浸せき施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む。) (ハ)分離施設 (ニ)渋だめ及びこれに類する施設

15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー 製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)湯煮施設 (ハ)洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)水洗式脱臭施設 (ロ)洗浄施設
19	紡績業又は纖維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)まゆ湯煮施設 (ロ)副蚕処理施設 (ハ)原料浸せき施設 (二)精練機及び精練槽 (ホ)シルケット機 (ヘ)漂白機及び漂白槽 (ト)染色施設 (チ)薬液浸透施設 (リ)のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)洗毛施設 (ロ)洗化炭施設
21	化学纖維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)湿式紡糸施設 (ロ)リンター又は未精練纖維の薬液処理施設 (ハ)原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)湿式バーカー (ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)湿式バーカー (ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料浸せき施設 (ロ)湿式バーカー (ハ)碎木機 (二)蒸解施設 (ホ)蒸解廃液濃縮施設 (ヘ)チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト)漂白施設 (チ)抄紙施設(抄造施設を含む。) (リ)セロハン製膜施設 (ヌ)湿式纖維板成型施設 (ル)廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)ろ過施設 (ロ)分離施設 (ハ)水洗式破碎施設 (二)廃ガス洗浄施設 (ホ)湿式集じん施設
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)洗浄施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 (二)群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ)廃ガス洗浄施設

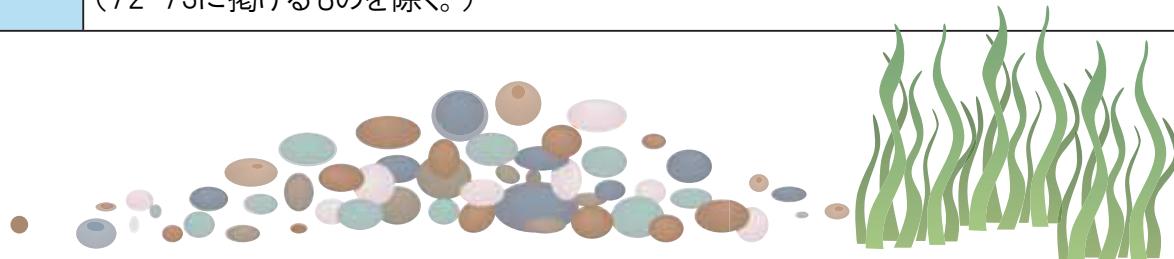
27	26以外の無機化学工業製品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)ろ過施設 (ロ)遠心分離機 (ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (二)活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 (ヘ)青酸製造施設のうち、反応施設 (ト)よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈澱施設 (チ)海水マグネシア製造施設のうち、沈殿施設 (リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 (ヌ)廃ガス洗浄施設 (ル)湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)湿式アセチレンガス発生施設 (ロ)酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 (ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 (二)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 (ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ)クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ)静置分離器 (ハ)タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(5・10・13を除く) の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)蒸留施設 (ハ)遠心分離機 (二)ろ過施設
31	メタン誘導品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 (ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 (ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)ろ過施設 (ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 (ハ)遠心分離機 (二)廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)縮合反応施設 (ロ)水洗施設 (ハ)遠心分離機 (二)静置分離器 (ホ)ふつ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 (ヘ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 (ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 (チ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ)廃ガス洗浄施設 (ヌ)湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)ろ過施設 (ロ)脱水施設 (ハ)水洗施設 (二)ラテックス濃縮施設 (ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)蒸留施設 (ロ)分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)廃酸分離施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設

	石油化学工業(31～36・51以外で石油又は石油副生ガス中の炭化水素の分解、分離、その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業)の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)洗浄施設 (ロ)分離施設 (ハ)ろ過施設 (ニ)アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 (ホ)アセタルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 (ヘ)アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ト)イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 (チ)エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 (リ)2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 (ヌ)シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ル)トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 (ヲ)ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 (ワ)プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 (カ)メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 (ヨ)メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 (タ)廃ガス洗浄施設
37	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料精製施設 (ロ)塩析施設
38	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)脱酸施設 (ロ)脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)洗浄施設 (ロ)抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)石灰づけ施設 (ハ)洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	有機化学工業製品製造業(28～45以外)の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)水洗施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (ニ)廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)動物原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)分離施設 (ニ)混合施設(水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質(注1)を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) (ホ)廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設(水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質(注1)を含有する試薬)
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)脱塩施設 (ロ)原油常圧蒸留施設 (ハ)脱硫施設 (ニ)揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 (ホ)潤滑油洗浄施設

51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)洗浄施設 (ロ)石灰づけ施設 (ハ)タンニンづけ施設 (二)クロム浴施設 (ホ)染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)研磨洗浄施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)抄造施設 (ロ)成型機 (ハ)水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設 (ハ)酸処理施設 (二)脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)タール及びガス液分離施設 (ロ)ガス冷却洗浄施設 (ハ)圧延施設 (二)焼入れ施設 (ホ)湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)還元槽 (ロ)電解施設(溶融塩電解施設を除く。) (ハ)焼入れ施設 (二)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗浄施設 (ヘ)湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)焼入れ施設 (ロ)電解式洗浄施設 (ハ)カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (二)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)タール及びガス液分離施設 (ロ)ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設(水道法(昭和32年 法律第177号)第3条第8項に規定するもの(注2)をいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年 法律第84号)第2条第6項に規定するもの(注3)をいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するもの(注4)をいう。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万m ³ 未満の事業場に係るものを除く。) (イ)沈殿施設 (ロ)ろ過施設

65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(1~66に該当するものを除く。)
66の3	旅館業(旅館業法(昭和23年 法律第138号)第2条第1項に規定するもの(注5)(住宅宿泊事業法(平成29年 法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの。(注6) (イ)ちゆう房施設 (ロ)洗濯施設 (ハ)入浴施設
66の4	共同調理場(学校給食法(昭和29年 法律第160号)第6条に規定する施設(注7)をいう。以下同じ。)に設置されるちゆう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が360m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の6	飲食店(66の7・66の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が420m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(66の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が630m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が1,500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院(医療法(昭和23年 法律第205号)第1条の5第1項に規定するもの(注8)をいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの。 (イ)ちゆう房施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	卸売市場(卸売市場法(昭和46年 法律第35号)第2条第2項に規定するもの(注9)をいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000m ² 未満の事業場に係るものを除く。) (イ)卸売場 (ロ)仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年 法律第136号)第3条第14号に規定するもの(注10)をいう。)

70の2	自動車特定整備事業 (道路運送車両法(昭和26年 法律第185号)第77条に規定するもの(注11)をいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800m ² 未満の事業場に係るもの及び71に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71の2	<p>科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの。</p> <p>(イ)洗浄施設 (ロ)焼入れ施設</p> <p>☆科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場とは次に掲げるものの。(水質汚濁防止法施行規則第1条の2)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 2. 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 3. 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは 技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(1・2に該当するものを除く。) 4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物防疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設
71の3	一般廃棄物処理施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年 法律第137号)第8条第1項に規定するもの(注12)をいう。)である焼却施設
71の4	<p>産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(イ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年 政令第300号)第7条(注13)第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(注14)が設置するもの</p> <p>(ロ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条(注13)第12号から第13号までに掲げる施設</p>
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(1～71の4に該当するものを除く。)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(1～71の5に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設 (建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水 (公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(72・73に掲げるものを除く。)



★ 表中の注釈について

注1 水質汚濁防止法施行令第2条に掲げる物質

1	カドミウム及びその化合物	7	水銀及びアルキル水銀	14	1, 1-ジクロロエチレン	22	ベンゼン
2	シアン化合物		その他の水銀化合物	15	1, 2-ジクロロエチレン	23	セレン及びその化合物
3	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る)	8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	16	1, 1, 1-トリクロロエタン	24	ほう素及びその化合物
9	トリクロロエチレン	17	1, 1, 2-トリクロロエタン	25	ふっ素及びその化合物		
10	テトラクロロエチレン	18	1, 3-ジクロロプロパン	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
11	ジクロロメタン	19	チラウム	27	塩化ビニルモノマー		
12	四塩化炭素	20	シマジン	28	1, 4-ジオキサン		
13	1, 2-ジクロロエタン	21	チオベンカルブ				

注2 「水道施設」の定義(水道法第3条第8項に規定するもの)

「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。)であって、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するもの

注3 「工業用水道施設」の定義(工業用水道事業法第2条第6項に規定するもの)

工業用水道事業者の工業用水道(導管により工業用水を供給する施設であって、その供給をする者の管理に属するものの総体)に属する施設

注4 「自家用工業用水道施設」の定義(工業用水道事業法第21条第1項に規定するもの)

工業用水道事業者が設置している工業用水道以外の工業用水道であって、政令^{*1}で定めるもの

*1 1日最大給水量(海水の量又は他の工業用水道若しくは工業用水法第3条第1項の許可を受けた井戸から供給される水の量を除く。)が5000m³以上の工業用水道

注5 「旅館業」の定義(旅館業法第2条第1項に規定するもの)

旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業

注6 66の3の施設のうち次に掲げる施設以外は下水の排除の制限等の規定が適用されません。(下水道法施行令第9条の2による)

66の3(ハ)入浴施設のうち温泉法第2条第1項^{*1}に規定する温泉を利用するもの

*1 温泉法第2条第1項:この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。)で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。(別表省略)

注7 「共同調理場」の定義(学校給食法第6条に規定する施設)

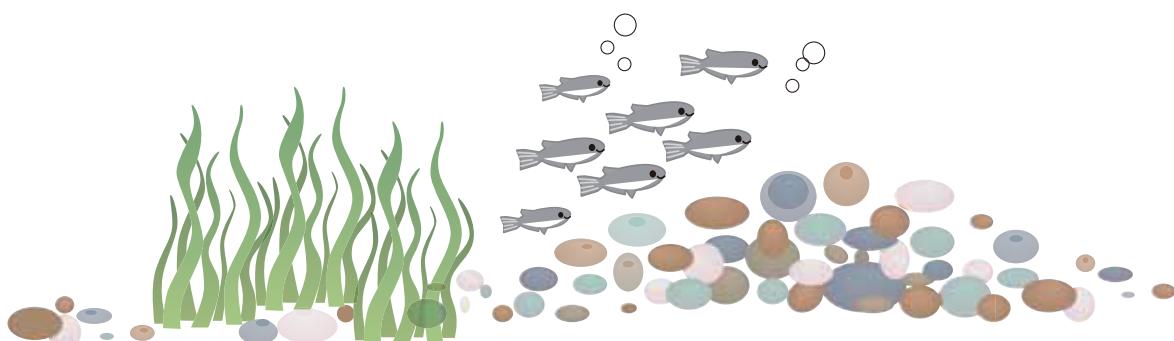
義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設

注8 「病院」の定義(医療法第1条の5第1項に規定するもの)

医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの

注9 「卸売市場」の定義(卸売市場法第2条第2項に規定するもの)

生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるもの



注10 廃油処理施設の定義(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するもの)
廃油の処理(廃油が生じた船舶内とする処理を除く。)の用に供する設備の総体

注11「自動車特定整備事業」の定義(道路運送車両法第77条に規定するもの)
自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)の特定整備を行う事業

注12「一般廃棄物処理施設」の定義(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するもの)
ごみ処理施設で政令^{*1}で定めるもの、し尿処理施設(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く。)及び一般廃棄物の最終処分場で政令^{*2}で定めるもの
^{*1} 同法施行令第5条第1項:1日当たりの処理能力が5トン以上(焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m²以上)のごみ処理施設
^{*2} 同法施行令第5条第2項:一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所

注13 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条

- 1 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10m³を超えるもの
- 2 省略
- 3 汚泥(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 1日当たりの処理能力が5m³を超えるもの
 - ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの
 - ハ 火格子面積が2m²以上のもの
- 4 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10m³を超えるもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。)
- 5 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。)
 - イ 1日当たりの処理能力が1m³を超えるもの
 - ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの
 - ハ 火格子面積が2m²以上のもの
- 6 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50m³を超えるもの
- 7 省略
- 8 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの
 - ロ 火格子面積が2m²以上のもの
- 8の2 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 10の2 省略
- 11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- 11の2 省略
- 12 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
- 12の2 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
- 13 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
- 13の2 省略
- 14 省略

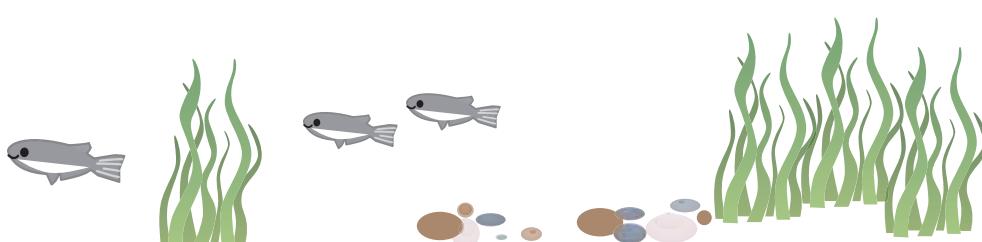
注14 産業廃棄物処理業者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項^{*1}に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)

^{*1} 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項

この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 1 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定めた廃棄物
- 2 輸入された廃棄物



II ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設 (ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2による)

特定施設番号	特定施設の種類
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。 (イ)硫酸濃縮施設 (ロ)シクロヘキサン分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。 (イ)水洗施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。 (イ)ろ過施設 (ロ)乾燥施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。 (イ)ろ過施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサン(別名ジオキサンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。 (イ)ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 (ロ)ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 (ハ)ジオキサンバイオレット洗浄施設 (ニ)熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの。 (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。 (イ)精製施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。 (イ)ろ過施設 (ロ)精製施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉 ^{*1} から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの。 (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号 ^{*2} に掲げる施設
17	フロン類(特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。 (イ)プラズマ反応施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設 (1~17・19に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)
19	1~17までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(1~17までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(18に掲げるものを除く。)

* 1 別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉

廃棄物焼却炉であって、火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が0.5m²以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50kg以上のもの

* 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)

第7条第12号の2及び第13号

第12号の2	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
第13号	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設

5 下水排除基準一覧表

対象物質又は項目	単位	特定事業場		その他の事業場	
		日平均排水量 50m ³ /日以上	日平均排水量 50m ³ /日未満	日平均排水量 50m ³ /日以上	日平均排水量 50m ³ /日未満
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
シアン化合物	mg/L	1	1	1	1
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	mg/L	0.2 ^{注1}	0.2 ^{注1}	0.2	0.2
砒素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L	230(10) ^{注2}	230(10) ^{注2}	230(10) ^{注2}	230(10) ^{注2}
ふつ素及びその化合物	mg/L	15(8) ^{注3}	15(8) ^{注3}	15(8) ^{注3}	15(8) ^{注3}
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.003
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 ^{注4}	10 ^{注4}	10 ^{注4}	10 ^{注4}
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	1	1	1	1
シスー1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
1, 4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5
有機燐化合物	mg/L	1	1	1	1
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
フェノール類	mg/L	5	—	5	—
銅及びその化合物	mg/L	3	3	3	3
亜鉛及びその化合物	mg/L	2 ^{注1}	2	2	2
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L	10	—	10	—
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L	10	—	10	—
クロム及びその化合物	mg/L	2	2	2	2
水素イオン濃度(pH)		5~9	5~11	5~9	5~11
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	600	—	600	—
浮遊物質量(SS)	mg/L	600	—	600	—
ノルマルヘキサン	鉱油類含有量	5	20	5	20
抽出物質含有量	動植物油脂類含有量	60	—	60	—
温度	°C	45	—	45	—
よう素消費量	mg/L	220	220	220	220

(下水排除基準一覧表の見方)

- ① まず、「特定事業場」かそれ以外の「その他の事業場」かによって判断してください。次に、それぞれ事業場全体の総排水量が日平均あたり50m³以上か未満かによって異なりますので、該当する欄をご覧ください。
- ② 表に記載している数値は許容限度(下水道に排出することのできる限界値)で、pH以外の項目は記載の数値以下、pHについては記載された数値を含む範囲内で、下水を排除することとなっています。

③ 表中青塗り(黒字)部分の基準について

特定事業場を対象とした下水の排除の制限に関する基準値です。

この数値を超えるおそれがある場合には、水質の改善(改善命令)や公共下水道への下水排除の一時停止を命じられる場合があります。

また、基準値を超えた場合には、罰則が適用されます。

④ 表中白抜き(青字)部分の基準について

下水の水質がこの基準値に適合しない場合は、除害施設の設置など排除基準を守るため必要な措置を行わなければなりません。

基準を超えた場合には、水質の改善などの措置を命じられ、その措置命令に従わなかった場合には罰則が適用されます。

★特定事業場からの下水の排除の制限

⇒下水道法第12条の2(施行令第9条の2から第9条の7)

※規定に違反⇒罰則規定:下水道法第46条

→福岡市下水道条例第9条

★除害施設の設置等

⇒下水道法第12条(施行令第9条)

→福岡市下水道条例第9条の2(施行規則第28条)

※規定に違反⇒罰則規定:福岡市下水道条例第32条

⇒下水道法第12条の11(施行令第9条の10)

→福岡市下水道条例第9条の3(施行規則第28条の2)

※規定に違反⇒罰則規定:福岡市下水道条例第32条

★特定事業場への改善命令等

⇒下水道法第37条の2

※命令に違反⇒罰則規定:下水道法第45条

★措置命令等

⇒下水道法第38条

※命令に違反⇒罰則規定:下水道法第45条

一覽表

【注釈】

注1 六価クロム及びその化合物、亜鉛及びその化合物の基準値について
業種によっては暫定基準が適用される場合もあります。

注2 ほう素及びその化合物の基準値について

排除する終末処理場	排 除 基 準(mg/L)
中部、西部、和白及び西戸崎水処理センター	230
東部及び新西部水処理センター、御笠川浄化センター	10

注3 ふつ素及びその化合物の基準値について

排除する終末処理場	排 除 基 準(mg/L)
中部、西部、和白及び西戸崎水処理センター	15
東部及び新西部水処理センター、御笠川浄化センター	8

注2、注3については、処理区域によって基準が異なります。排除する終末処理場を確認してください。
また、業種によっては暫定基準が適用される場合もあります。

注4 ダイオキシン類の基準値について

ダイオキシン類については、規制を受ける施設や地域が限定されています。

注1、注2、注3、注4についての詳細は、水質管理課へお問い合わせください。

【項目の説明】

ポリ塩化ビフェニル(PCB)

熱に対する安定性、電気絶縁性に優れているため、トランス油、コンデンサー、ノーカーボン紙などに用いられていましたが、1972年に生産が中止されています。

カネミ油症事件でも知られているように、健康に有害な物質として排出が規制されています。

ダイオキシン類

下水排除基準でいうダイオキシン類は「ダイオキシン類対策特別措置法」で規定されたダイオキシン類を指し、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDDs)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(co-PCB)をいいます。ダイオキシン類の量はその毒性に応じて、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算した数値(TEQ)で表します。

ごみの焼却過程や製紙工場等の漂白過程、農薬中の不純物として存在し、微量でも健康に影響を及ぼす物質として、排出が規制されています。

生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機性汚濁物質のうち微生物によって分解される有機物の指標で、数値が大きいほどその水が汚れていることになります。試料水を20℃で5日間放置したときに消費される酸素の量を測ります。高濃度になると下水処理を悪化させます。

浮遊物質量(SS)

水中の懸濁物のことです。具体的には水中からグラスファイバーフィルターなどのろ材でろ別された物質の量で示します。下水管を詰まらせる原因となり、清掃回数が増加します。

ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ノルマルヘキサンによって抽出される石油系油分、動植物油脂、フェノール等の物質で、水処理等に悪影響を及ぼします。また、管内火災や下水管を詰まらせる原因となることから下水道への排出が規制されています。

よう素消費量

水中の硫化物、亜硝酸塩、塩化鉄(Ⅱ)、不飽和結合をもつ有機物など酸化されやすい成分の目安をつける試験で得られる値です。数値が大きいほどこれらの物質が多く含まれる可能性があり、有害な硫化水素等が発生しやすい状況といえます。

6 除害施設の設置について

すべての事業場は下水排除基準に適合しないおそれがある場合、除害施設の設置など何らかの措置が必要になります。

除害施設を設置する場合は、あらかじめ、除害施設設置等届出書を提出してください。
(特定施設の届出を行う場合、この届出は必要ありません。)

届出の種類	届出が必要な場合	届出の時期	根拠規定
除害施設設置等 届出書	除害施設を新設・増築・改築したり、使用の方法等に変更がある場合	工事着手前	福岡市下水道条例 第9条の4
除害施設氏名変更等 届出書	申請者及び工場・事業場の名称・住所・所在地等を変更した場合	変更後すみやかに	
除害施設使用廃止 届出書	施設の使用を廃止した場合	廃止後すみやかに	
除害施設承継 届出書	施設を譲り受け又は借り受け、相続、合併により承継した場合	承継後すみやかに	

※届出書の様式は福岡市下水道条例で定められています。

★除害施設の届出⇒福岡市下水道条例第9条の4(施行規則第28条の3)

※規定の届出をしない、虚偽の届出⇒罰則規定:福岡市下水道条例第32条

7 除害施設の維持管理について

除害施設(汚水処理施設)を設置しても、その機能が十分に発揮されなければ、処理は不完全なものとなり、下水排除基準も守れなくなってしまいます。

日常の点検や整備をとおして、適切な処理が行われるよう下記の事項に心がけてください。

- ①運転管理責任者を定めて管理責任体制を明確にする。
- ②運転日報・月報を作成する。(記載する内容は次のとおり)

処理水量

原水・処理水の水質

処理に使用した薬品の使用量、在庫量、発注量

装置の稼働状況、清掃、注油、部品の交換等

発生した汚泥の量、処分方法

その他必要な事項

- ③処理水質や装置に異常があったときは、すみやかに原因を究明し、必要な対策をとる。

なお、復旧に時間がかかる場合や大幅に排除基準を超えた場合は、水処理センターの処理に支障をきたす場合がありますので、至急、**道路下水道局水質管理課 (TEL:711-4512)**までご連絡ください。

8 水質の測定義務と報告について

【水質検査の義務】

下水道を継続して使用する特定施設の設置者は、下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければなりません。

その具体的な方法については、法令で下表のとおり定められています。

項目	内容	備考
測定方法	下水の水質の検定方法に関する省令に規定する検定方法によること	自社において測定が困難な場合は、環境計量証明事業者にお問合せください。 (環境計量証明事業者については福岡県登録の計量証明事業者一覧をご参考下さい。)
採水時刻	水質が最も悪いと推定される時刻	操業状態や処理の状況等を考慮してください。
採水場所	下水道への排出口ごとに、下水道に流入する直前で、他の排水による影響の及ばない場所で、水深の中層部で採水すること	できるだけ、し尿や生活排水の影響の少ない場所を選んでください。
測定回数	温度・水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 ダイオキシン類 その他の測定項目	1日に1回以上 14日に1回以上 1年に1回以上 7日に1回以上
記録の方法	水質測定記録表(下水道法施行規則様式第13)に記録し、その記録を5年間保存すること	

※福岡県登録の計量証明事業者一覧:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keiryoushoumeizigousyaichiran.html>

【水質測定結果等の報告】

福岡市では、特定事業場のうち排水量の多い事業場や有害物質を排出するおそれのある事業場には、定期的に水質測定結果の報告を求めてています。

とくに、排除基準を超えていた場合は、ただちに原因を究明し、適切な処置をとっていただくとともに、**道路下水道局水質管理課(Tel:711-4512)**へご連絡ください。

また、その他にも公共下水道を適切に管理するため、必要に応じて水質測定結果や除害施設の維持管理状況の報告があります。

★水質の測定義務等⇒下水道法第12条の12(施行規則第15条)

※規定の記録をしない、虚偽の記録⇒罰則規定:下水道法第49条

★報告の徴収⇒下水道法第39条の2(施行令第25条)

※規定の報告をしない、虚偽の報告⇒罰則規定:下水道法第49条

9 公共下水道使用開始届出について

次の表に掲げるような排水を継続して下水に流す場合には、あらかじめ、下水の量や水質及び使用開始の時期を届け出なくてはなりません。

また、届け出た下水の量や水質を変更するときにも同様に届出が必要です。

届出の種類	届出が必要な場合	届出の時期	根拠規定
公共下水道使用開始(変更)届出書	・1日の最大汚水量が50m ³ 以上である場合 ・排水の水質が下表の基準に該当する場合 ・届け出た水量や水質を変更しようとする場合	下水道の使用開始前に、届け出でください。	下水道法 第11条の2
公共下水道使用開始届出書	特定施設を設置するとき (上記に該当しない場合に限る)		

※届出書の様式については、法令で定められています。

届出を要する水質基準

項目	基準値
フェノール類	5mg/Lを超えるもの
鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/Lを超えるもの
マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/Lを超えるもの
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 5mg/Lを超えるもの 動植物油脂類 30mg/Lを超えるもの
温度※	40°C以上
水素イオン濃度(pH)※	5.7以下又は8.7以上
生物学的酸素要求量(BOD)※	300mg/L以上
浮遊物質量(SS)※	300mg/L以上
窒素含有量※	150mg/L以上
燐含有量※	20mg/L以上
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量※	125mg/L以上

・上表以外の項目は、下水排除基準一覧(P18)の値に適合しない場合、届出が必要です。

・※は製造業、ガス供給業の用に供する施設の場合の基準値です。その他の施設の場合、下水排除基準一覧(P18)の値に適合しない場合、届出が必要です。

★使用の開始等の届出⇒下水道法第11条の2(施行令第8条の2、施行規則第6条)

※規定の届出をしない、虚偽の届出⇒罰則規定:下水道法第49条

10 立入検査について

福岡市では、公共下水道の機能および構造を保全し、水処理センターからの放流水の水質を適正に保つために、隨時立入検査を行っています。

その際、排水設備、特定施設の使用状況、除害施設の維持管理状況や下水の水質等の検査を実施し、必要に応じて施設の運転方法の変更や改善等を命じる場合があります。

★排水設備等の検査⇒下水道法第13条

※検査を拒み、妨げ、又は忌避した者⇒罰則規定:下水道法第49条

11 水質事故時の対応について

① 特定事業場に事故時の届出と応急措置が義務づけられています。

- ・政令で規定する物質を含む下水が公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、応急措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概況を福岡市長に届け出なければなりません。
(法第12条の9第1項)
- ・適切な応急措置を講じていない場合は、福岡市長は応急措置を講ずべきことを命ずることができます。(法第12条の9第2項)
- ・上記の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。
(法第46条第1項)



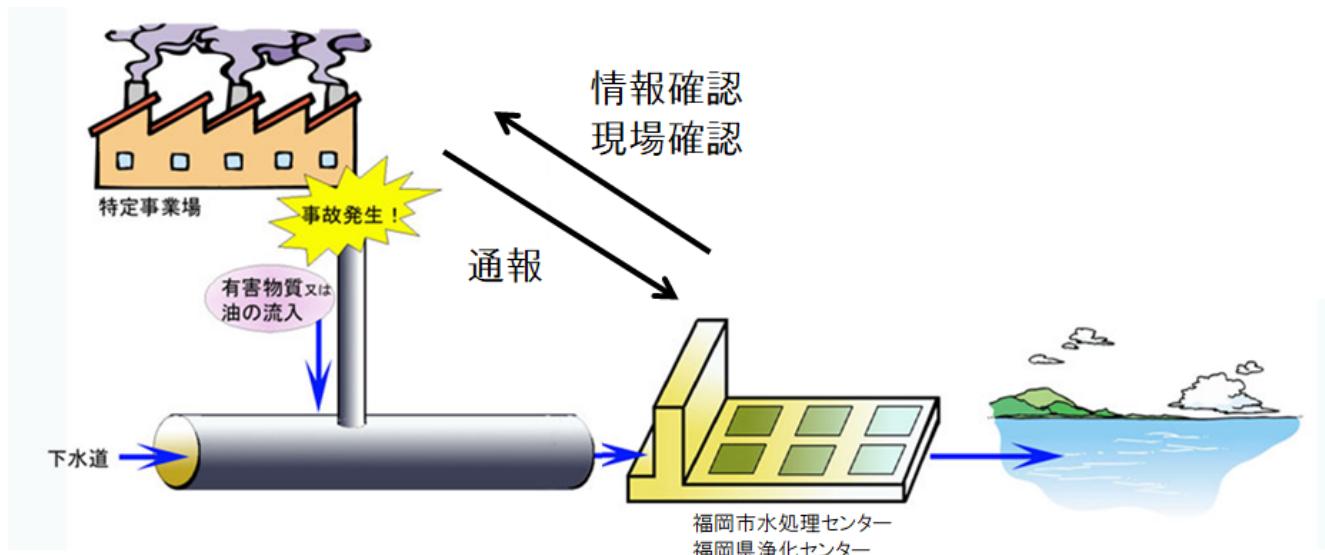
「事故時の措置」が必要な事故とは

特定事業場内において火災の発生、停電等による除害施設等の機能の停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等により、有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流入するような事態のこと。



「応急措置」とは

引き続く有害物質又は油の流出を防止するため、破損したタンク、配管などの施設等への有害物質又は油の供給停止、また、流出を防ぐための土嚢の積みあげ、吸着マットの設置による回収等のこと。



「政令で規定する物質」とは

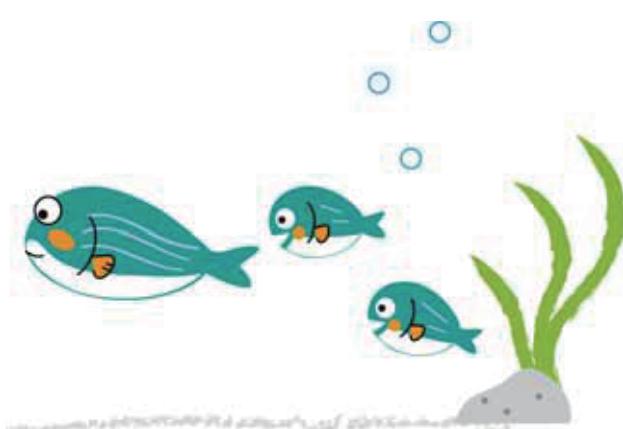
- ・事故時の措置の対象となる物質は29種類の物質(表1)と7種類の油(表2)です。
- ・18ページに示す下水排除基準を超過しない場合は事故時の規定は適用されません(施行令第9条の9)。ただし、濃度が不明な場合は措置が必要です。

表1 事故時の措置の対象となる物質

項目	
カドミウム及びその化合物	1, 1, 1-トリクロロエタン
シアン化合物	1, 1, 2-トリクロロエタン
有機燐化合物	1, 3ジクロロプロペン
鉛及びその化合物	チウラム
六価クロム化合物	シマジン
砒素及びその化合物	チオベンカルブ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	セレン及びその化合物
トリクロロエチレン	ほう素及びその化合物
テトラクロロエチレン	ふつ素及びその化合物
ジクロロメタン	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
四塩化炭素	
1, 2ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー
1, 1ジクロロエチレン	1, 4ジオキサン
1, 2ジクロロエチレン	ダイオキシン類

表2 事故時の措置の対象となる油

項目	
原油	灯油
重油	揮発油
潤滑油	動植物油
軽油	



② 福岡市水処理センター、福岡県浄化センターへの通報

水質事故が発生した場合、様式1(P28)の事故等報告票を参考に下記内容を流出先の水処理センター又は浄化センターにできるだけ早く電話で通報してください。

通報内容

- (1)事業場名・住所・発信者の氏名・電話番号
- (2)流出した有害物質の名前・量
- (3)流出先
- (4)流出発見時間
- (5)現在の流出状況
- (6)流出に対する措置状況
- (7)消防、警察、その他行政機関への通報の有無



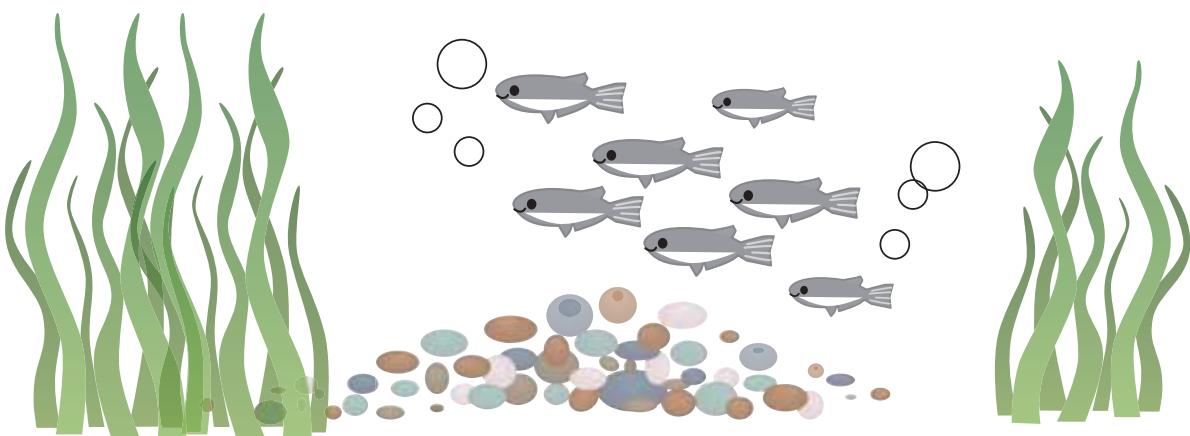
◎なお、上記の項目の全てが把握できていない時点でも、逐次通報してください。

連絡先	TEL	FAX
新西部水処理センター	407-0553	806-2840
西部水処理センター	882-1161	882-9163
中部水処理センター	721-4991	732-7374
東部水処理センター	621-3371	621-3327
和白水処理センター	607-7001	607-7002
西戸崎水処理センター	603-2244	603-2245
御笠川浄化センター	451-4911	451-4946

③ 福岡市長(福岡市道路下水道局下水道施設部水質管理課)への届出

事故時の措置が済み次第、文書(様式1…P28)での上記通報内容、事故の再発防止のための措置の報告が必要になります。

不明な点がありましたら、道路下水道局水質管理課(TEL:711-4512)までお問い合わせください。



事 故 等 報 告 票

報 告 日 時		年 月 日 (時 分)
通 報 者	事業場名	
	住 所	
	氏 名	TEL ()
区分(事故・災害・その他)		
内 容		
有害物質の名前		
量		
有害物質の性質(毒劇物・引火性物質・不明)		
流出先(下水道・公共用水域・その他)		
流出発見時間(時 分)		
現在の状況 (現在も継続して流出している・ 時 分頃に流出は停止した)		
消防・警察・その他行政機関()への通報の有無(有・無)		
流出に対する措置状況		
備 考		
連絡先 ○○水処理センター TEL: ○○○-○○○○ 連絡時間(時 分)		

下水道についてのご相談・お問い合わせは

●下水道使用料・受益者負担金

道路下水道局下水道料金課(市役所6階)
TEL: 711-4507

●下水道の整備や 水洗化できる時期について

道路下水道局下水道計画課(市役所6階)
TEL: 711-4515

●水洗化工事、水洗便所改造資金の貸付、 排水設備について

(排水設備の工事は排水設備指定工事店で行って
いただく必要があります。)

道路下水道局下水道管理課(市役所6階)
TEL: 711-4534

●下水道のマンホールや下水管の破損 に気づいたら、あなたのお住まいの 各区役所維持管理課へ

各区役所の代表電話番号

東 区役所 (代)TEL: 631-2131

博多区役所 (代)TEL: 441-2131

中央区役所 (代)TEL: 714-2131

南 区役所 (代)TEL: 561-2131

城南区役所 (代)TEL: 822-2131

早良区役所 (代)TEL: 841-2131

西 区役所 (代)TEL: 881-2131

●下水道工事について

道路下水道局
東部下水道課(市役所5階)
(東区・博多区担当)
TEL: 711-4522

道路下水道局
中部下水道課(市役所5階)
(中央区・南区担当)
TEL: 711-4698

道路下水道局
西部下水道課(市役所5階)
(城南区・早良区・西区担当)
TEL: 711-4537

●水質規制、除害施設について

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号(福岡市役所7階)

道路下水道局 下水道施設部 水質管理課

電話番号 092-711-4512

FAX番号 092-711-1875

E-mail suishitsu.todokede@city.fukuoka.lg.jp

「福岡市の道路・河川・下水道」のホームページ

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/index.html>

ホームページ

